

東大和市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(平成16年9月7日市長決裁)

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第74条第2項、第78条の4第2項、第81条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第115条の4第2項、第115条の14第2項、第115条の24第2項、第115条の45第1項第1号、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等一部改正法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第2項の規定により定められた基準、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」第4、19（1）、「東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則」及び「東大和市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定による事故が発生した場合の介護保険事業者（以下「事業者」という。）から東大和市（以下「市」という。）への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、事業者による介護サービスの提供に関して事故が発生した場合に、市に対し速やかに事業者からその状況の報告が行われるための必要な事項を定め、事故の解決及びその再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとし、事業者側の責任又は過失の有無に関わらず報告するものとする。

(1) 介護サービスの提供（送迎又は通院等も含む。）による介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の死亡

ア 24時間以内の死亡

イ 利用者が、事故によるけが等が原因で、後日、死亡に至った場合

ウ 利用者が、病気等により死亡した場合で、死亡原因等に疑義が生じる可能性があるとき

(2) 介護サービスの提供（送迎又は通院等も含む。）により発生した利用者のけが等で次に掲げるもの

- ア 骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、医療機関において治療（施設内における医療措置を含む。）又は入院したもの（ただし、擦過傷や打撲などであって軽微な治療で済み、施設管理者が報告の必要を認めないものを除く。）
- (3) 利用者の感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症のうち、1類から5類感染症（ただし、5類の定点把握を除く。）及びこれらに相当する指定感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、食中毒又は疥癬その他特に報告が必要と求められたもの
- (4) 利用者の保有する財物の損壊、滅失
- (5) 従業員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響があるもの
- (6) その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により、介護サービスの提供に影響するもの
- (7) 前各号以外で、市から特に報告を求められたもの
（報告の対象者等）

第4条 報告の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 事業者、施設所在地が市内の場合は、すべての利用者について報告対象とする。
- (2) 事業者、施設所在地が市外の場合は、利用者が市内在住者（住所地特例者を含む。以下「市民」という。）である場合とする。
- （報告事項）

第5条 報告事項は、別表のとおりとする。

（報告の手順）

第6条 報告は、以下のとおりとする。

- (1) 第一報

ア 事業者は、事故が発生した場合、速やかに家族等に連絡するとともに、市に介護保険事業者事故報告書（第1号様式）を提出する。また、居宅サービス事業者の場合は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所及び地域包括支援センターを含む。）に対しても、同様の報告書を提出する。

イ 事業者は、緊急性の高いものについては、市に第一報を電話で行い、その後、速やかに介護保険事業者事故報告書（第1号様式）を提出する。

- (2) 途中経過及び最終報告

ア 事業者は、事故発生後概ね1か月以内に、介護保険事業者事故報告書（第2号様式）により途中経過若しくは最終報告を行うものとし、事故の経過について、必要に応じて適宜、市へ連絡するものとする。なお、事故の処理が長期化する場合には、適宜、経過を市へ連絡するものとする。

イ 事業者は、事故対応が完結した時点で、介護保険事業者事故報告書（第3号様式）により報告するものとする。

2 前各号の規定にかかわらず、事業者は、感染症、食中毒又は疥癬が発生した場合は、速やかに介護保険事業者事故報告書（第4号様式）により報告するものとする。

（対応）

第7条 市は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、介護保険の保険者として必要な対応を行うものとする。

2 事故に対する対応は、原則として、利用者が市の被保険者である場合とするが、必要に応じて、東京都、区市町村及び国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則（平成16年9月7日市長決裁）

この要領は、平成16年9月7日から施行する。

附 則（平成19年9月27日市長決裁）

この要領は、平成19年9月27日から施行する。

附 則（平成21年6月8日市長決裁）

この要領は、平成21年6月8日から施行する。

附 則（平成26年7月1日市長決裁）

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日市長決裁）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日市長決裁）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表

感染症、食中毒又は疥癬以外	感染症、食中毒又は疥癬の場合
<p>第一報</p> <p>(1) 報告年月日</p> <p>(2) 事業所の概要</p> <p>ア 事業所名</p> <p>イ 事業所番号</p> <p>ウ 事業所所在地</p> <p>エ 連絡先</p> <p>オ 責任者名</p> <p>カ 事業者名</p> <p>キ 代表者名</p> <p>ク 所在地</p> <p>(3) 事業所の種別</p> <p>(4) 利用者</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 被保険者番号</p> <p>ウ 性別</p> <p>エ 年齢</p> <p>オ 要介護度</p> <p>カ 保険者名</p> <p>(5) 事故の状況</p> <p>ア 発生日時</p> <p>イ 発生場所</p> <p>ウ 事故の種別</p> <p>エ 事故の原因</p> <p>オ 事故の概要・経緯・利用者の状況等(現時点で想定される原因等)</p> <p>(6) 事故発生時の対応</p> <p>ア 対応の概要</p> <p>イ 治療した医療機関名称、所在地</p> <p>ウ 家族への連絡状況</p> <p>オ 関係機関への連絡状況</p> <p>カ 利用者の状況等</p>	<p>1 報告年月日(発生時・終息時)</p> <p>2 事業所の概要</p> <p>(1) 事業所名</p> <p>(2) 事業所番号</p> <p>(3) 事業所所在地</p> <p>(4) 連絡先</p> <p>(5) 責任者名</p> <p>(6) 事業者名</p> <p>(7) 代表者名</p> <p>(8) 所在地</p> <p>(9) 入所者数・利用者数</p> <p>(10) 職員数</p> <p>3 事業所の種別</p> <p>4 感染症等発生の状況</p> <p>(1) 最初に患者が発生した日</p> <p>(2) 感染症等の名称</p> <p>(3) 報告理由</p> <p>(4) 発生状況</p> <p>(5) 発症者の主な症状</p> <p>(6) 保健所への報告</p> <p>5 終息時の報告</p> <p>(1) 当該感染症等が終息した日</p> <p>(2) 発生状況</p> <p>(3) 発症者の一覧</p> <p>(4) 当該感染症等による死亡者の有無</p> <p>(5) これまでの問題点及び経過、今後の改善策</p>

感染症、食中毒又は疥癬以外	感染症、食中毒又は疥癬の場合
<p>(7) 報告書提出時点の利用者の現況、 家族との状況等</p> <p>2 途中経過及び最終報告</p> <p>(1) 報告年月日</p> <p>(2) 事業所の概要</p> <p>ア 事業所名</p> <p>イ 事業所番号</p> <p>ウ 事業所所在地</p> <p>エ 連絡先</p> <p>オ 責任者名</p> <p>カ 事業者名</p> <p>キ 代表者名</p> <p>ク 所在地</p> <p>(3) 事業所の種別</p> <p>(4) 利用者</p> <p>ア 氏名</p> <p>イ 被保険者番号</p> <p>ウ 性別</p> <p>エ 年齢</p> <p>オ 要介護度</p> <p>カ 保険者名</p> <p>(5) 事故後の対応・状況又は事故対応 が完結するまでの経過、状況等</p> <p>ア 利用者の状況等</p> <p>イ 家族への報告・説明の内容</p> <p>ウ 関係機関等への報告・説明の状 況</p> <p>エ 損害賠償等の状況</p> <p>オ 完結するまでの期間・理由等(事 故対応が完結した時点で提出する 場合)</p> <p>(6) 再発防止に向けての対応・方針</p> <p>ア 事故発生直後から、本報告書提</p>	

感染症、食中毒又は疥癬以外	感染症、食中毒又は疥癬の場合
出時点までの対応（原因分析結果含む。） イ 今後の対応・方針	